

## 「岸和田市空家等対策協議会」公募委員の選考方法及び選考基準

### 1 応募資格

応募資格については、次のいずれの条件にも該当する方とします。

- (1) 18歳以上の方
- (2) 市内在住・在勤・在学者の方
- (3) 空家等対策計画の作成等に積極的に取り組む意欲と熱意のある方
- (4) 本市市議会議員又は本市職員でない方
- (5) 既に他の審議会等の委員となっていない方

### 2 委員の任期及び募集人数

- 1 委員の任期は、2年間とします。
- 2 募集人数は、2名とします。

### 3 応募方法

住所・氏名・年齢・性別・職業・連絡先を記入の上、「今までご自身が関わった地域活動の経験やこれまでの岸和田市の空家等対策を踏まえ、より実効性のある空き家対策を講じていくためのアイデアについて」のレポート（800字程度）を添えて、下記の「6 応募・お問い合わせ先」に、令和5年7月18日（火）から令和5年7月31日（月）（必着）の期間中に、直接又は郵送、電子メールで応募してください。手書きの場合は400字詰め原稿用紙で、パソコンの場合はA4サイズで提出してください。なお、提出された書類等については返却しません。

### 4 選考方法

- 1 公募委員の選考は応募適格とレポートを基に「岸和田市空家等対策協議会市民公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）により審査を行います。
- 2 審査の際は、応募者の住所、氏名、職業及び電話番号等を伏せて行います。
- 3 選考は、選考基準により応募者ごとに段階評価及び選抜評価の合計点を算出し、合計点の上位者から2名を選考します。なお、段階評価及び選抜評価が一定の基準に満たない場合は、選考しません。
- 4 選考期間は、応募締め切り後約2ヵ月間とします。
- 5 選考結果は、全応募者あてに通知し、委員として選定された者の氏名をホームページ等により公表します。

### 5 選考基準

- 1 評価は、段階評価（25点満点）及び選抜評価（5点満点）の合計で行い、得点者で最も高い応募者から順に選定します。なお、段階評価及び選抜評価が一定の基準に満たない場合は選考しません。
- 2 段階評価は、下記の5項目について各5段階（配点 5点満点×5項目＝25点満点）で評価します。

評価項目		評価の基準
1	熱意・意欲	空家対策や街づくりへの熱意、取組への意欲が感じられるか
2	論点整理	課題等について論点整理がされているか
3	社会的知識	社会状況や本市の状況に関心を持ち、理解しているか
4	地域住民性	本市住民の視点から、建設的な意見を述べているか
5	委員適格性	委員としての責務を自覚し、公平性を有しているか

3 選抜評価は、レポート全体で見たときに他と比較して最も優れている又は上記評価項目以外について特に優れた点を持っていると感じられる応募者に5点を上限として加点することとします。

6 応募・お問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市まちづくり推進部住宅政策課

住宅政策担当

TEL 072-447-6513 (直通)

072-423-2121 (内線 3073、3103)

FAX 072-423-7252

E-mail [juutaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:juutaku@city.kishiwada.osaka.jp)